

盛岡市菜園一丁目外交通量調査業務仕様書

盛岡市建設部道路建設課

1 業務目的

本業務は、時間帯別・方向別・車種別・歩行者の交通量調査を実施し、交差点部の交通状況を把握することを目的とする。

2 業務の場所

盛岡市菜園一丁目外地内

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年8月29日（金）まで

4 業務内容

(1) 交通量調査

別紙「位置図」に記載する調査地点において、時間帯別、方向別、車種別・歩行者の交通量を調査する。調査する交通量は以下に掲げる種別について、7時～19時における交通量を調査すること。なお、調査日については発注者と協議し決定するものである。

(ア) 小型自動車（乗用車、小型貨物車）

(イ) 大型自動車（バス、普通貨物車）

(ウ) 自動二輪車

(エ) 自転車

(オ) 歩行者

(2) 資料整理

交差点1箇所毎に資料を整理し、業務報告書を作成する。報告書には、1時間毎の交通量及び12時間交通量が把握できるよう整理すること。

5 打合せ

当初1回、成果品納入時1回の計2回を予定している。

6 立入の通知

受注者は、調査作業のため私有地に立ち入る際に、事前に関係者に通知することはもとより、業務の支障とならないよう細心の注意を払うこと。

7 関係官公庁その他への手続等

受注者は調査実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督員と打合せのうえ受注者において迅速に処理しなければならない。

また、受注者は関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその

旨を監督員に申し出て協議するものとする。

8 観測準備

観測に要する夜間照明器具・机・椅子等の経費はすべて受注者の負担とする。

9 業務管理

受注者は調査の実施にあたり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。調査に際しては、不注意による事故・観測の怠り等のない様に努めるものとする。なお、事故が発生した場合は、その旨を監督員に早急に連絡するものとし、その処理補償についてはすべて受注者が行うものとする。

10 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た情報を、みだりに他人に漏らさないこと。

11 成果図書

本業務の成果品は下記のとおりとする。

電子データのフォーマット形式と納入形式は監督員と協議し、決定するものとする。

- (1) 交通量整理データ 1部（電子及び紙成果）
- (2) その他資料 1部（電子及び紙成果）
- (3) 打合せ議事録 1部（電子及び紙成果）

12 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了後に盛岡市の完了検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、速やかに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は速やかに当該業務の修正を行わなければならない。

13 その他

業務実施にあたり、受注内容に疑義の生じた場合は、監督員と協議のうえ行うものとする。